

弊社貸切バスご利用のお客様各位

貸切バス新運賃・料金制度についてのお知らせ

平素は、弊社貸切バスをご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

平成 26 年 3 月 28 日付にて国土交通省より貸切バス新運賃・料金制度について通達があり、7 月 1 日より運賃・料金変更が行われます。

新制度変更に伴い、従来の運賃・料金設定と異なり、運行時間と運行距離を合わせた運賃・料金の算出方法となりますので、お申込み時に出発時間と帰着時間、目的地と運行経路をお知らせいただいた上で運賃・料金の計算をし、金額をお見積りいたします。

【運賃の計算方法】

運賃＝①時間制運賃＋②キロ制運賃 の合算金額

① 時間制運賃

1. 出庫前及び帰庫後の点呼・点検の準備時間として各 1 時間ずつ合計 2 時間と、走行時間(出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む)を合算した時間に 1 時間あたりの運賃額を乗じた額が時間制運賃となる。
ただし、走行時間が 3 時間未満の場合は、走行時間を 3 時間として計算した額とする。
2. 2 日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合、宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の 1 時間ずつを点呼・点検時間として計算する。

② キロ制運賃

走行距離(出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む)に 1 キロあたりの運賃額を乗じた額がキロ制運賃となる。

【運賃の割引】 ※下限額で運賃計算しますと割引適用はありません。

1. 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体については 3 割引とする。ただし、届出額の下限額が限度となる。
2. 学校教育法による学校(大学及び高等専門学校を除く)に通学又は通園する者の団体については 2 割引とする。ただし、届出額の下限額が限度となる。
3. 2 以上の割引条件に該当する場合はいずれか高い率を適用し、重複して運賃の割引はしません。

【料金の種類】

① 深夜早朝運行料金

22時以降翌朝5時までの間に点呼・点検時間、走行時間(回送時間を含む)が含まれた場合、含まれた時間に係る1時間あたりの運賃及び交替運転者配置料金の1時間あたりの料金については、2割以内の割増を適用する。

② 交替運転者配置料金

法令により交替運転者の配置が義務付けられる場合、その他、交替運転者の配置について運送申込者と合意した場合には、中部運輸局長が公示する交替運転者配置料金の上限額及び下限額の範囲内で計算した額を適用する。

【端数処理について】

1. 走行距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。
2. 走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。

上記による運賃の計算方法により算出される運賃と該当する料金を合算した額に消費税法等に基づく税率を乗じ、1円単位に四捨五入した消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた運賃・料金がお支払いいただくバス代になります。

【その他】

有料道路通行料金、駐車場料金、バスガイド、乗務員宿泊料・食事費用その他旅客の求めにより運送以外の経費が発生する場合には、その実費を旅客の負担とする。

運送終了後、見積した額と実利用の運賃・料金の額に相違があった場合、その差額を増額または減額して旅客へ請求することとします。

上記の手順にて運賃・料金を決定していくこととなりますので、ご理解・ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。